

## 令和6年度京都市林業安全衛生教育講習業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度京都市林業安全衛生教育講習業務

### 2 業務目的

本業務は、林業従事者に対して森林管理における事故に関する未然予防の知識と万一事故が発生した際に備えた教育訓練を行うことで、労働災害・事故に対する意識の向上を図ることを目的とする。

### 3 履行期間

契約の日の翌日から令和7年1月31日まで

### 4 業務内容

別紙に規定する講習を下記のとおり実施すること。

（業務内容は以下を想定しているが、受託候補者からの提案内容に基づき、本市と受託候補者で協議し業務内容等の詳細を確定する。）

#### (1) 会場の確保

- ・京都市と協議のうえ受託者が確保することとし、その費用は委託費に含めるものとする。

#### (2) 募集案内に係る資料の作成

- ・講習受講者の募集チラシデータを作成し、本市へ提出する。
- ・チラシはA4カラーとする。
- ・チラシの印刷、周知などは本市が実施する。

#### (3) 講習の実施

- ・講習の進行その他運営に必要な業務を行うこと。
- ・受講者を対象に、実技講習中の事故に備えた傷害保険、賠償責任保険等に参加することとし、その費用は委託費に含めるものとする。

### 5 実施体制の構築

受託者は、本講習の円滑な事業実施にあたり、迅速な対応を行える体制を

十分に確保すること。

## 6 個人情報等の保護

受託者は、本委託業務を通じて知り得た個人情報について、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。

## 7 業務報告

受託者は、委託業務終了後、その日から起算して14日以内に業務報告書を京都市に提出しなければならない。

## 8 その他

- (1) 本業務の進捗に当たっては、本市職員と十分に協議を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (3) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (4) 本市は(3)の承認をするときは、条件を付することができる。
- (5) 本業務に関する資料・成果品の権利は、本業務の実施前から著作権や使用权等を持つものを除き、すべて本市に帰属するものとし、受託者は本市の承諾なしに他に公表、貸与及び使用してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により、本市に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、本市及び受託者で協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合においては、本市が定めるものとする。

別紙

令和 6 年度京都市林業安全衛生教育講習

|                 |                                                                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 講習目的            | 林業従事者が森林管理における事故未然予防と事故発生時の対処法に関する知識・スキルを身につける。                                                 |
| 受講対象者           | 林業従事者                                                                                           |
| 受講定員            | 1 回あたりの定員の上限は、30 名とする。                                                                          |
| 開催回数、日数<br>及び日程 | 1 回、1 日（休憩を除き 5 時間程度）<br>（開催日は別途協議のうえ決定する。）                                                     |
| 実施予定時期          | 令和 6 年 12 月頃を予定                                                                                 |
| 実施場所            | 別途協議のうえ決定する。                                                                                    |
| 研修方法            | 集合研修                                                                                            |
| 研修内容            | 下記の項目について講師等による講義や実技、グループワークなどを実施すること。<br>・ 林業・森林作業におけるリスクマネジメント<br>・ 林業・森林作業における怪我等を想定した救急・救助法 |